

医療的要援護者に係る 情報提供のお願い

大規模災害が発生した際の避難を支援するため、津島市では、障がい者や高齢者について「災害時避難行動要支援者名簿」への登録を促し、登録に同意した方の情報を消防団、民生委員、自主防災会など避難行動などの支援に携わる関係者と共有しています。

しかし、あくまでも避難所などへの避難を支援するものであり、在宅医療を受けながら自宅で生活する方に対しては、避難支援とは別に、医師や看護師による医療的な支援が必要となってきます。

津島市では、災害時に **特に医療的な支援を必要とする方（医療的要援護者）** の情報を把握し、つながろまい津島の「災害マッピング」の機能を活用して、市・医療関係者・ケアマネジャー・地域包括支援センターなどで情報共有する仕組みをつくります。

皆さんが担当してみえる方で、対象となる方がいましたら、「医療的要援護者情報提供書」により情報提供をお願いします。

対象となる方

災害発生直後は、対応できる医療関係者の人数も限られるため、医療的要援護者の要件を、**医師または看護師でなければ対応できない疾病を有する方** に限定します。

<具体的な対象者> 次の①から⑥に該当する在宅の方

- ①呼吸【気管切開、呼吸器による侵襲的陽圧呼吸や非侵襲的陽圧呼吸、酸素療法、吸引】
- ②栄養【経管栄養(胃瘻・経鼻・腸瘻)、中心静脈栄養】
- ③排泄【膀胱留置カテーテル、自己導尿、ストーマ(尿・便)】
- ④注射【インスリン、麻薬、持続点滴など】(自身又は家族による注射を除く)
- ⑤透析【人工血液透析、腹膜透析】
- ⑥その他特別の医療を在宅で受けている方

つながろまい津島の同意書

医療的要援護者情報提供書を提出することについて本人の同意は必要ありませんが、つながろまい津島の同意は必要です。つながろまい津島に未登録の方の場合は、『つながろまい海部津島』の同意書を取得したうえで、医療的要援護者情報提供書をご提出ください。

「医療的要援護者」とは、災害時避難行動要支援者および災害時要援護者と区別するため津島市において使用する造語です。

災害マッピングによる 医療的要援護者情報の平常時の活用、
災害時の具体的な支援は、裏面のフローチャートをご覧ください。

<フローチャート>

1 医療的要援護者の把握

- おもて面の〈具体的な対象者〉に該当する方を把握してください。
- ケアマネジャー、地域包括支援センター、訪問看護師の皆さんからの情報提供で把握することとします。

2-1 つながろまい津島登録済みの場合

- 「医療的要援護者情報提供書」を、津島市地域包括ケアグループに提出してください。

2-2 つながろまい津島未登録の場合

- まず、つながろまい海部津島の同意書を取得してください。
- その後、「医療的要援護者情報提供書」を、津島市地域包括ケアグループに提出してください。

3 災害マッピングへの登録



- つながろまい津島の災害マッピングに登録します。リスト表示、マップ表示が可能です。
- 対象要件に応じ、**重度**[発災後至急に支援を要する]、**中度**[発災後 24 時間以内に支援を要する]、**軽度**[発災後3日以内に支援を要する]に分類します。
- マッピングのために新規につながろまい津島に登録した方の支援者グループは、市（地域包括ケアG、高齢介護課）、医師会長、担当ケアマネジャーとします。主治医はグループ化しませんが、災害時対応のため、主治医の情報は患者サマリーに入力します。

4 平常時の活用



- 災害時医療救護所会議（医師会、歯科医師会、薬剤師会、市民病院、市危機管理課・健康推進課）において、医療的要援護者の地区ごとの人数、症状などを精査し、災害時に備えます。また、本人やご家族、周りで支援する人があらかじめ災害に備えておくべきことなどについて助言を得ます。

5 災害時の具体的支援

- 医療的要援護者の受け入れ可能な病院の情報を把握して、迅速な情報提供を行うなど、早期の治療再開を目指します。
- 本人の所在を再マッピングしたり、支援の経過を記録することで、避難生活が長期化した場合においても関係者の情報共有を可能とし、適切な支援に繋がります。

災害時には情報が錯綜し、ケアマネジャー・医療関係者・行政の連携が難しくなります。災害マッピングにより事前に準備し、連携できるようにするため、対象となる方の情報提供について、ご協力をお願いします。